

ごみ しっかり分別 きっちリ資源へ！

— 4 月からごみの分別が変わりました —

新しい分別がスタートしました！

平成19年4月1日から、ごみの分別方法の変更と分別種類の追加を行いました。広域的に循環型社会の実現を目指すため、西多摩衛生組合構成市町（羽村市・青梅市・福生市・瑞穂町）の住民の皆さんから要望があった、燃やせるごみの分別を統一することにより、構成市町が一丸となつて、プラスチックごみのリサイクルを推進し、最終処分場の延命化を図ります。

広報はむら1月1日号からシリーズでお知らせしてきた「ごみ しっかり分別 きっちリ資源へ！」最終回のパート⑦は、4月からの主な変更点などを改めて紹介します。

新しい分別種類について

新しい分別種類に「硬質プラスチック」「金属」が加わりました。

硬質プラスチック プラスチック製のバケツ・ハンガー・ボウルなど、厚さがキャシユカード程度以上のプラスチック製品で、他の材質がいっさい使用されていないもの

金属 スプーン、フォーク、スコップ、クリップなど、金属製品で他の材質がいっさい使用されていないもの

※取っ手の部分だけが金属でないもの（鍋やフライパンなど）は、金属で出すことができます（できるだけ取っ手は取り外してください）。

「硬質プラスチック」と「金属」は、無料で収集します。レジ袋削減のためできるだけ任意の容器で出してください（透明または半透明のレジ袋などに入れて出すこともできます）。任意の容器で出す場合は、「資源容器」など任意の容器であることをわかりやすく表示してください（資源分別キャンペーンで「資源容器」ステッカーを配付します）。

新しい分別方法について

浮き輪・カップ・ビニールシートなどの「軟質プラスチック製品」、ビデオテープ・CD・DVDなどの「電磁的記録媒体」は、「燃やせるごみ」で出してください。

これは、プラスチックごみの資源化の推進によりプラスチックごみの埋立ゼロを目指し、最終処分場の延命化を図るために行うものです。

※「軟質プラスチック」「電磁的記録媒体」の焼却によるダイオキシンなどの心配はありません。詳しくは、広報はむら2月15日号8ページをご覧ください。

※「容器包装プラスチック」は今までと変更ありませんので、汚れているものは洗ってから、「資源ごみB（容器包装プラスチック）」で出してください。

燃やせないごみの収集日について

分別種類の変更に伴い、燃やせないごみの種類が「プラスチックとの複合製品」「小型家電製品」「陶磁器・ガラス類」だけになりますので、燃やせないごみの収集日を月1回に変更しました。



ペットボトルの収集日について

燃やせないごみの収集日を月1回に変更したため、排出量の多いペットボトルは、月2回収集する「硬質プラスチック」と一緒に収集日になりました。

「五ノ神」「羽加美・羽西」地区の方

分別種類の追加および効率よく収集し収集時間を短縮するため、「五ノ神」「羽加美・羽西」地区は、「資源ごみA」と「燃やせないごみ」などの収集日が入れ替わりました。注意してください。

資源リサイクルマニュアルと資源収集カレンダーは届きましたか？

新しい「資源リサイクルマニュアル」と「資源収集カレンダー」を配付しました。新しい分別種類や収集日の変更など、マニュアルとカレンダーで確認してください。



資源分別キャンペーンを行います

4月1日(日)に、ごみ収集車による市内全域のパレードや、市内のスーパードラッグで資源分別キャンペーンを行います。新しい分別方法のチラシや「資源容器」のステッカーを配布します。また、質問も受け付けますので、ぜひお越しください。

※時間・会場など、詳しくは広報はむら3月15日号をご覧ください。

福祉



福祉の助成制度を利用してください

いずれの制度も事前の申請が必要です。

■タクシー費用助成、または自動車ガソリン費助成（どちらかを選択）

公共交通機関の利用が困難な方に、タクシー費用またはガソリン費の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方（下肢・体幹または内部機能障害については3級も含む）、愛の手帳1・2度をお持ちの方、脳性麻痺の方、進行性筋萎縮症の方

※所得制限があります。

■理容利用券・美容利用券（どちらかを選択） 指定店で理容または美容のサービスが受けられます。

対象 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方、愛の手帳1・2度をお持ちの方

■機能回復利用券 指定店ではり・灸・マッサージが受けられます。

対象 身体障害者手帳1・4級（70歳以上の方は1・6級）をお持ちの方

注意
●すべてのサービスは在宅者のみが対象となります。
●助成制度をすでに受けている方に、

更新手続きの通知を送付しました。

確認し、更新手続きをしてください。

●タクシー費用助成または自動車ガソリン費助成の助成決定をすでに受けている方は、10・3月分のタクシー費用またはガソリン費の領収書と印鑑をお持ちになり、4月10日（火）までに障害福祉課障害福祉係に請求してください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

補装具などの自己負担助成制度の改正

平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、障害福祉サービスに定率負担（原則1割）が導入されました。このため、利用者間の負担の公平性や制度間の整合性を図るため、助成制度を次のとおり改正しました。

改正後 補装具、日常生活用具、住宅設備改善の利用に係る自己負担（原則1割）について、非課税世帯に限り負担額（月額）の半額を助成

問合せ 障害福祉課障害福祉係

子育て



児童手当制度の拡充について

0歳から3歳未満の児童に対する児

童手当などの支給額を、出生順位に関わらず一律1万円とする内容の改正法案が国会に提出されています。

詳しくは、改正法案が成立後、広報はむらなどでお知らせする予定です。※今回の制度改正により対象となる方の申請などは必要ありません。

問合せ 子育て支援課支援係

乳児育成手当・児童扶養手当を支給します

4月は、乳児育成手当・児童扶養手当の支給月です。4月中旬に指定の口座に振り込みますので確認してください。

問合せ 子育て支援課支援係

保険・年金



国民年金保険料納付案内書が送付されます

国民年金第1号被保険者の方（口座振替を利用されている方を除く）に次の書類が社会保険業務センターから4月上旬に送付されます。

前納納付書、各月分納付書がありますので、納付書を確認し、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、社会保険事務所へ納付してください。

①納付案内書（1枚） 平成19年度の保険料額と納付期限などを記載

②口座振替納付申請（1枚） 口座振替の申込用紙

③前納納付書（3枚） 平成19年度1年分と半年分（上期・下期）の保険料をまとめて納付できる納付書

④各月分納付書（12枚） 平成19年4月から平成20年3月までの1か月分の保険料を納付できる納付書

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570-105-11165、立川社会保険事務所 ☎042-1523-7273 / 羽村市保険年金課高齢医療・年金係

35歳の方に年金記録加入通知の送付が始まりました

社会保険庁では、年金見込額などの情報提供サービスを進めています。

その一環として、社会保険業務センターが3月から35歳の方を対象に保険料納付実績などをお知らせする「年金記録加入通知」を対象の方の誕生日に送付しています。

※共済年金・住所記録が未収録の方、外国に居住する方には送付されません。

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570-105-11165、立川社会保険事務所 ☎042-1523-7273 / 羽村市保険年金課高齢医療・年金係

暮らし

4月2日(月)羽村駅西口土地区画
整理事務所を開設します

この事務所は、羽村駅西口土地区画整理事業の推進と権利者の利便性の向上を図るために、施行区域内に新たに設けたものです。今後、羽村駅西口土地区画整理事業に関する相談・問合せは、事務所内の区画整理事業課で行います。

また、羽村駅西口の「個別説明事務所」でも引き続き相談を受け付けていますので、利用してください。

すでに完了している土地区画整理事業に関する場合は、市役所内区画整理事務課へ問い合わせてください。

羽村駅西口土地区画整理事務所

開所日 月々金曜日(祝日、年末年始を除く)

開所時間 午前8時30分～午後5時15分
住所 羽東1-29-35(都営羽東一丁目アパート隣)

電話 570-7474

羽村駅西口土地区画整理事業個別説明事務所

開所日 月々土曜日(祝日、年末年始を除く)

※4月から土曜日毎週開所します。

地球にやさしいエネルギー
エコキュートの設置費を助成します

市では、環境にやさしいエネルギーの利用を支援することで、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を削減することを目的に、エコキュート(二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器)を設置した市民の方に対して助成金を交付します。

助成対象

次の条件を全て満たす場合。

- ①市内に住所を1年以上有し、市民税を完納している方
- ②自ら居住する住宅に新たにエコキュートを設置した方または新たにエコキュートが設置された住宅を購入し、自ら居住している方
- ③エコキュートの機種が国の補助金交付要件に適合するものであること

助成額 1器につき50,000円(1回限り)

助成件数 60件(先着順)

申請期限 エコキュートを設置または設置された住宅を購入した日から30日以内に申請してください。

申込み・問合せ 環境保全課環境保全係



開所時間 月・水・金・土曜日午前9時～午後5時、火・木曜日午前9時～午後8時(いずれも正午～午後1時を除く)

住所 羽東1-14-1(羽村駅西口)

電話 554-9026

問合せ 区画整理事業課事業係(羽村駅西口土地区画整理事務所内)

☎ 570-7474

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です

犬の登録と狂犬病予防注射は、法律で義務付けられています。狂犬病は、犬だけでなく人を含むすべての哺乳類に感染します。昨年は、海外で感染した方が国内で発症し死亡する事例が2件発生しました。飼い犬は必ず犬の登録をし、狂犬病予防注射を受けさせてください。

手数料

■登録済みの場合 3550円(予防注射3000円、注射済票550円)

※3月に送付した「平成19年度狂犬病予防注射のお知らせ」をお持ちください。

■初めて登録する場合 6550円(登録料3000円、予防注射3000円、注射済票550円)

予防集合注射日程・会場・受付時間

4月11日(水)(雨天実施)

●東会館…午前9時50分～10時25分

●中央館…午前10時40分～11時5分

●美原会館…午前11時20分～正午

●西部地域備蓄倉庫…午後1時10分～1時35分

●栄会館…午後1時50分～2時45分

4月12日(木)(雨天実施)

●三矢会館…午前9時50分～10時35分

●神明台会館…午前10時50分～11時15分

●川崎会館…午前11時30分～正午

●緑ヶ丘第二会館…午後1時10分～1時35分

●羽村市役所…午後1時55分～2時50分

注意

○受付時間を守ってください。

○生後3か月未満の犬および2週間以内に人を咬んだことのある犬は、予防注射ができません。

○集合注射日以外に受けた注射の注射済票は、今回の会場では交付できません。生活環境課へお越しください。

○犬に病気や妊娠などの異常がある場合は、注射前に申し出てください。

○事故防止のため、首輪をしつかりと締め、綱(リード)は短めにし、犬を制御できる方が連れてきてください。

○犬の体は清潔にし、フンは持ち帰ってください。

○必ず問診票に必要事項を記入し、持参してください。

○車での来場はご遠慮ください。

問合せ 生活環境課生活環境係

小作駅構内・羽村駅西口エレベーターなどの利用開始

■小作駅構内のエレベーターの利用開始
小作駅構内の上下線ホーム内にJRが設置したエレベーターが3月20日(火)から利用できるようになりました。

■羽村駅西口のエレベーターの利用開始
羽村駅西口に新しく設置したエレベーターが、4月1日(日)から利用できます。

■羽村駅および小作駅のエスカレーターの利用時間の変更
羽村駅東口および小作駅東口・西口のエスカレーターが、4月1日(日)から終日(24時間)利用できます。

※羽村駅西口では引き続き、エスカレーター、公衆トイレの設置工事を行いますので、期間中(平成20年3月20日まで)は利用者の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 土木課道路公園係

キャンプ用品などを貸し出します

4月から公共的団体または社会教育関係団体を対象に、キャンプ用品などを無料で貸し出します。

- 飯ごう 50個
- なべ大(直径40cm) 9個

- なべ中(直径34cm) 6個
- なべ小(直径30cm) 6個
- 鉄板(60cm×42cm) 9枚
- 金ざる(直径30cm) 30個
- 金ボウル(直径25cm) 30個
- ポリタンク(19ℓ) 3個
- やかん(7.5ℓ) 5個
- 火はさみ 6本
- 貸出・返却時間 午前9時～午後5時
- 申込み・問合せ スポーツセンター
- ☎ 55510033

意見公募手続の結果

次の案件の意見公募手続の結果を公表しています。

案件／担当課(問合せ)

■「羽村市環境基本計画(改訂版)(案)」

／環境保全課環境保全係

■「羽村市障害福祉計画(案)」／障害

福祉課障害福祉係

公表場所 市役所各担当課窓口、市政

情報コーナー、市ホームページ

([http://www.city.hamura.tokyo.jp](http://www.city.hamura.tokyo.jp/p-comment/p-comment.html)

/p-comment/p-comment.html)を

ご覧ください。

意見公募手続制度の問合せ 企画課企

画担当

水道料金などに関する取り扱いが一部変わります

水道事務所では、4月1日から水道料金などに関する徴収業務を包括的に民間事業者に委託します。これに伴い、次のとおり水道料金などに関する取り扱いを一部変更します。詳しくは、検針時などに個別にお知らせします。

①水道事務所に「お客さま窓口」を開設します

- 水道に関する連絡、問合せなどを総合的に水道事務所内の「お客さま窓口」で受け付けます。
- 定期検針、中止清算、滞納整理など直接訪問する業務の拠点として、「受託事業者営業所」を開設します。

②「水道・下水道ご使用量等のお知らせ」(検針票)の様式が変わります

- 大きさが従来よりも大きく、見やすくなります。
- 前回検針時の使用量に加え、前年同月の使用量を表示します。
- 請求月の表示に加え、実際の使用期間を表示します。

③お客さま番号(使用者番号)が変わります

- 検針順路の見直しに伴い、お客さま番号(使用者番号)を変更します。

冊	ページ	枝	小枝
《旧》	〇〇〇〇〇	ー〇〇〇〇	ー〇〇〇ー〇〇
地区	水栓番号	履歴	
《新》	〇〇〇	ー〇〇〇〇〇〇〇	ー〇〇〇

※定期検針月(2か月に1回)に変更はありません。

④コンビニエンスストアで支払いができます

- 4月2日以降に発行するバーコード付の納入通知書は、コンビニエンスストアで支払うことができます。

※取り扱いができるコンビニエンスストアは納入通知書の裏面に表示します。

⑤納入通知書の様式が変わります

- 水道料金等徴収業務受託者名を表示します。
 - 「納入通知書兼領収書」の大きさが変わります。
- ※請求月(偶数月または奇数月)、納期限(毎月2日)に変更はありません。

⑥土・日曜日、祝日、12月29日・30日に中止清算業務を行います

- 引越しなどで水道の使用を中止した場合、平日に加え、土・日曜日、祝日、12月29日・30日に現地で清算を行います。

問合せ 水道事務所 水道料金等徴収業務受託者
㈱宅配 お客さま窓口 ☎ 554-2269
㈱宅配 羽村営業所 ☎ 552-7261